

赤十字ボランティア保険における特定感染症担保特約条項の新規付帯について

◆2020年10月1日始期の保険契約より、新たに特定感染症担保特約条項が付帯されることとなりました。

特定感染症に関する補償内容

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症を**発病**した場合に補償されます。

補償される保険金の種類：**死亡保険金は支払い対象外です。**

①葬祭費用実額（死亡の場合、300万円限度）②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④通院保険金

補償区分	Aタイプ	Bタイプ
葬祭費用	実費（300万円限度）	実費（300万円限度）
後遺障害保険金	500万円～20万円	1,000万円～40万円
入院保険金日額	4,000円	6,500円
通院保険金日額	2,500円	3,500円

特定感染症とは？

「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2020年6月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

区分	感染症
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
（指定感染症）	新型コロナウイルス（COVID-19）（注）

（注）なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が将来において一類から三類に分類されたとしても同様に補償対象となります。

ご注意

- ・ボランティア活動中に特定感染症を**発病**したかどうかは医師の診断に基づきます。
- ・保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

2020年10月改定「赤十字ボランティア保険のご案内」改定対比表（抜粋）

1. ⑤補償内容

改定前	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動中のケガ（死亡・後遺障害、入院、手術、通院） ・ボランティア活動中の第三者への法律上の賠償損害（身体賠償事故の場合は治療費、休業損失、慰謝料など、財物賠償事故の場合は修理費など） ・万一の捜索救助活動費用、救援者の交通費、宿泊費等 ・災害時における防災ボランティア活動中の天災危険（地震、噴火、津波）を含む偶然な事故によるケガ ※この場合の補償対象活動は、「災害救助法に基づき指定された市区町村およびそれに隣接する区域内で行われるもの」となります。 ・ボランティア活動中、人格権を侵害したことによる第三者への法律上の賠償損害（慰謝料など）
改定後	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動中のケガ（死亡・後遺障害、入院、手術、通院） ・ボランティア活動中の第三者への法律上の賠償損害（身体賠償事故の場合は治療費、休業損失、慰謝料など、財物賠償事故の場合は修理費など） ・万一の捜索救助活動費用、救援者の交通費、宿泊費等 ・災害時における防災ボランティア活動中の天災危険（地震、噴火、津波）を含む偶然な事故によるケガ ※この場合の補償対象活動は、「災害救助法に基づき指定された市区町村およびそれに隣接する区域内で行われるもの」となります。 ・ボランティア活動中、人格権を侵害したことによる第三者への法律上の賠償損害（慰謝料など） ・ボランティア自身の特定感染症※も補償 ※「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2020年6月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

2. ⑥保険金のお支払いの対象となる事故例

改定前	<p>(1) 傷害事故・・・ボランティアがボランティア活動中に急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。</p> <p>※「O-157」「サルモネラ菌」「ぶどう球菌」「ポツリヌス菌」等による「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も補償の対象です。</p> <p>※「熱中症」も補償の対象です。</p>
改定後	<p>(1) 傷害事故・・・ボランティアがボランティア活動中に急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。</p> <p>※「O-157」「サルモネラ菌」「ぶどう球菌」「ポツリヌス菌」等による「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も補償の対象です。</p> <p>※「特定感染症」も補償の対象です。</p> <p><u>特定感染症により死亡した場合は死亡保険金の支払対象外ですが、葬祭費用として300万円を限度に葬祭費用の実額をお支払いします。</u></p> <p>※「熱中症」も補償の対象です。</p>

3. ⑧お支払いする保険金の主な内容と保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類 (1) 傷害事故

改定前	通院保険金以下記載なし
改定後	<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項】</p> <p><u>特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。</u></p> <p><u>また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。</u></p> <p><u>ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。</u></p> <p>（※）「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2020年6月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。</p>